K+D

令和5年度採用

佐川町立高北国民健康保険病院会計年度任用職員募集要項

1. 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される職員です。

2. 募集職種

「募集職種一覧」をご覧ください。

3. 共通事項

(1) 任用期間

令和5年4月1日(応相談)から令和6年3月31日までの間で1年以内となります。 次年度も同様の職種を募集する場合、人事評価を行い勤務成績等により再度任用される場合があります。 (再度の任用は最大2回で最長3年)

(2) 各種手当

①期末手当

任用期間が6ヶ月以上かつ週当たりの平均勤務時間が15時間30分以上の職員に支給します。令和5年4月1日に新たに任用された会計年度任用職員の支給割合は次のとおりです。ただし、支給割合は勤務期間によります。また、今後の給与改定等の状況により増減する場合があります。

令和5年6月における支給割合: 0.36 か月分 令和5年12月における支給割合: 1.2 か月分

②退職手当

フルタイム:常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者に支給します。

パートタイム:支給はありません。

③通勤手当

距離及び通勤回数に応じて支給します。

④その他手当

時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当は実績に応じて支給します。

(3) 社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の適用があります。(各保険により、加入要件は異なります。)

(4) 休暇等

週の勤務日数や任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます(最大 20 日)。また夏季休暇、病気休暇、忌引等の休暇もあります。

(5) 服務・人事評価

地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、懲戒処分等及び人事評価制度の対象となります。

(6) その他

給与支給日は翌月の21日払いとなります。

4. 応募資格

「募集職種一覧」にある必要資格を有する者。なお、地方公務員法第 16 条(欠格条項)に該当する人は応募できません。

5. 応募手続

「佐川町病院事業会計年度任用職員採用試験受験申込書」に直筆で記入のうえ、持参または郵送により提出してください。ただし、郵送の場合は封筒の表に「受験申込」と朱書きし、必ず簡易書留で送付してください。なお、申込書は、当院ホームページにてダウンロードしていただくか病院事務局で配布しております。

6. 受付

持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなります。(土曜日、日曜日、祝日は除きます。)

7. 選考方法

書類審査及び面接試験により選考します。面接日時については、受付後に連絡します。

8. 合格発表

試験後、速やかに受験者全員に文書で合否を通知します。

9. 応募先・問い合わせ先

 \mp 7 8 9 - 1 2 0 1

高知県高岡郡佐川町甲1687番地

佐川町立高北国民健康保険病院 事務局総務係(採用担当)

電話 0889-22-1166 (代表)

※提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。